



平成 23 年 8 月 18 日

国土交通省海事局

川下り船の安全運航の徹底について

平成 23 年 8 月 17 日、天竜川の川下り船において転覆事故が発生し、死傷者・行方不明者が発生しました。

現在、事実関係の確認及び事故原因調査が進められている状況ですが、事故の重大性に鑑み、国土交通省海事局では、本日付で、全国の川下り船事業者に対し、早急に以下の措置を講じるよう指導することとしました。

- (1) 転覆事故等を防止するため、慎重な操船の実施を徹底すること
- (2) 年齢を問わず乗客への救命胴衣の着用を徹底すること（救命クッションを備える船舶にあつては、転落等の際に救命クッションが体から離れることを防止する措置（例えば救命クッションと乗客の体をつなぐひもを設ける等）を講じるとともに使用方法の徹底を図ること）
- (3) 搭載する小児の数に応じて、適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え、着用を徹底すること
- (4) 安全管理規程の届出義務がある事業者においては、上記（2）、（3）の措置の実施を安全管理規程において明記すること

以上

問合せ先：国土交通省海事局

(代表) 03-5253-8111

安全環境政策課（直通）03-5253-8631

課長 坂下（内線43-501）

専門官 大西（内線43-533）